

## 新潟家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

平成15年11月21日に開催された新潟家庭裁判所委員会の議事概要は、次のとおりです。なお、このときは、冒頭で御紹介したように、新しく定められた最高裁判所規則に基づく第1回目の委員会でしたので、委員長の選出や委員会の運用ルール等についても意見交換が行われましたが、今後は、専ら家庭裁判所の運営一般について、家庭裁判所委員会委員の方々から、広く御意見をいただく予定になっています。

### 1 日程

別紙第1のとおり

### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 3 委員等の出欠状況

(1) 委員の出欠状況は、別紙第2のとおり

(2) 委員以外の裁判所の出席者は、次のとおり

ア 少年係裁判官 佐竹真紀

イ 首席家庭裁判所調査官 水口芳壽

ウ 家事首席書記官 江上宗晴

エ 少年首席書記官 安島博明

オ 事務局 局長 上田正俊

カ 事務局 次長 阿久津良美

### 4 議事

(1) 所長あいさつ

別紙第3のとおり

(2) 新委員の紹介

再任委員として足立委員，新任委員として畑野委員及び中山委員を紹介

(3) 委員長の選出

新潟家庭裁判所長を委員長として選出した。

各委員等の発言要旨は、別紙第4のとおり

(4) 委員長代理の指名

委員長は、中山委員を委員長代理として指名した。

(5) 運営細則案の審議

ア 報道機関に対する議事の公開について

運営細則案の修正案のとおり承認され、かつ、委員会の議事前の頭撮りは原則として認めるとする運用が確認された。

報道機関に対する議事の公開についての各委員等の発言要旨は、別紙第5のとおり

イ 一般傍聴について

運営細則案を、「委員長は、傍聴を希望する者がある場合は、議事の一部又は全部の傍聴を認めることができる。」と修正の上、承認された。

一般傍聴についての各委員等の発言要旨は、別紙第6のとおり

ウ 議事概要について

運営細則案の修正案のとおり承認された。

議事概要は、発言者名を仮名とし、事務局で原案を作成して委員長の決裁を受けて(委員長において必要があると認めるときは、発言者に確認するものとする。)確定させ、確定した議事概要は、裁判所のホームページに掲載して公開するものとされた。

議事概要に関する各委員等の発言要旨は、別紙第7のとおり

エ 開催回数及び部会の設置について

部会は設置しない、将来その必要が生じたときに、検討することとされた。

開催回数は、当分の間年2回とするものとされた。

開催回数及び部会の設置に関する各委員等の発言要旨は、別紙第8のとおり

り

オ 議長及び副委員長について

いずれも置かないこととされた。

議長及び副委員長の設置に関する各委員の発言要旨は、別紙第9のとおり

(6) 前回の委員会の討議内容についての質問，補足説明，意見交換

ア 当事者の呼び方の改善要望について

裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第10のとおり

イ 委員の代理出席の可否の質問について

代理出席は認められない旨を説明した。委員からの質問等はなかった。

(7) 話題事項についての意見交換（法曹委員A提出分）

ア 新人事訴訟法施行に伴う家庭裁判所の態勢について

提案趣旨，裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第11のとおり

り

イ 観護措置がとられた場合の児童の保護者，学校との連携の在り方について

提案趣旨，裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第12のとおり

り

(8) 話題事項についての意見交換（裁判所提出分）

用意した話題事項のうち委員の希望した「ドメスティックバイオレンスを背景とする当事者に対する家庭裁判所の取組について」を取り上げて意見交換した。他の話題事項は、次回に持ち越すこととした。

裁判所からの説明及び各委員の発言要旨は、別紙第13のとおり

5 次回委員会の予定

平成16年6月4日(金)午後とし、今後は、委員会の所要時間を2時間程度とすることとした。

次回のテーマは、次のとおりである。

今回の積残しの話題事項の意見交換

今回の意見交換を踏まえた家庭裁判所の取組状況報告  
委員から提出された話題事項

(別紙第1)

平成15年度第1回新潟家庭裁判所委員会日程

1 日 時

11月21日(金)午後1時15分から午後4時まで

2 場 所

新潟家庭裁判所大会議室(5階)

新潟市川岸町1丁目54番1

電話(代表)266-3171

3 議 事

(1) 委員長選出

(2) 新潟家庭裁判所委員会運営細則案の討議

(3) 前回の委員会の討議内容についての質問, 補足説明, 意見交換

(4) 話題事項についての意見交換 (足立委員提出分)

新人事訴訟法施行に伴う家庭裁判所の態勢について

観護措置がとられた場合の児童の保護者, 学校との連携の在り方について

(5) 話題事項についての意見交換 (裁判所提出分。時間に余裕がある場合の追加的話題事項)

家事相談の在り方について

ドメスティックバイオレンスを背景とする当事者に対する家庭裁判所の取組について

家庭裁判所の広報について

庁舎の案内サインについて

( 別紙第 2 )

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 出席者

学識経験者委員	赤	井	昭
同	池	上 忠	志
同	角	山 富	衛
同	國	谷 知	史
同	鈴	木	昭
同	鈴	木 三	也
同	高	橋 サ	ヨ
同	高	橋 道	映
同	長	井 由喜	雄
同	長	谷川 兼	二
同	本	間	彰
同	村	山 慎	一
同	望	月 綾	子
同	渡	辺 茂	昭
法曹委員	足	立 定	夫
同	田	中 壮	太
同	中	山 直	子

2 欠席者

学識経験者委員	今	湊 良	敬
同	上	野 通	子
同	風	間 士	郎

同	倉	品	克	明
同	志	賀	加代	子
同	神	保	和	男
法曹委員	畑	野	隆	二

(別紙第3)

平成15年11月21日

新潟家庭裁判所委員会(第1回)開会あいさつ(要旨)

新潟家庭裁判所長 田中 壮太

本日は、委員の皆様には、御多用中のところ、新潟家庭裁判所委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には、日頃から貴重な御意見をいただいておりますが、当裁判所としましては、いただいた御意見を家庭裁判所の運営改善に活かすべく努めたいと考えております。先般、7月10日開催の当委員会でも、いただいた事件当事者の呼び方に関する御意見についても、後程御報告申し上げますが、早速改善策を講じたところです。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、本日の委員会は、8月1日に新たに施行された家庭裁判所委員会規則に基づき初めて開催される新しい家庭裁判所委員会です。新家庭裁判所委員会は、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために、家庭裁判所内に置かれた委員会でありまして、各委員と家庭裁判所との間で、双方向の意見交換をし、提出された御意見を家庭裁判所の運営改善に役立てていくものであります。

本日の委員会は、このような趣旨によるものですから、最初に新委員会の運営に関する準則である運営細則について御協議いただいた後、前回の家庭裁判所委員会でいただいた御意見に基づいて取り組んだ改善内容等について、御報告させていただきます。そして、委員の皆様から御提出いただいた話題事項その他の話題事項について時間を取って意見交換をさせていただきたいと考えております。

本日の話題事項は、いずれも、地域に根ざし、国民が真に利用しやすく分かりやすい家庭裁判所となるための重要なテーマを含んでいると考えております。是非活発な御意見をいただきたいと思います。そして、冒頭に申し上げたとおり、いただいた御意見を真摯に受け止め、今後の家庭裁判所の運営に活かしてまいりたいと考



えておりますので，どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが，家庭裁判所委員会の開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

( 別紙第 4 )

## 委員長の選出

( 事務局長 )

現段階では新規則における委員会の委員長がまだ選任されていない関係上、委員長選出までは、委員会庶務である事務局において進行を務めさせていただく。

家庭裁判所委員会は、家庭裁判所の運営一般について、広く国民の意見を聞き、これを家庭裁判所の運営改善に活かしていくという目的で家庭裁判所内部に設置されたものであり、第三者評価機関のような委員会ではない。

したがって、事務局としては、各委員からいただいた御意見を前提として運営改善を図っていくべき責任を負う所長が委員長を務めるのが、委員会の設置目的に最も合致すると考えるが、委員会規則 6 条によると、委員の互選により委員長を選任することとされているので、各委員の御意見をお伺いしたい。

( 法曹委員 A )

規則が新しくなり、国民に開かれた司法という観点から、委員として参加している国民が主体的に委員会に参加していくべきであるとの基本的な考え方を持っている。

他庁の委員会では概ね所長が委員長を務めるということに決まったようであるが、旧規則下における諮問、答申という制度から、委員が積極的に意見を述べることができるという制度に代わった新しい規則の下においては、今までと同じように考えるべきではなく、委員会の運営そのものに国民が積極的に関わっていくべきであると考えている。

そういう観点から、できれば裁判所を含めた司法関係者以外の方が委員長を務めるべきであると考えており、司法関係者以外の方が積極的に推薦なり立候補なりされるのが望ましいと考える。

( 学識経験者委員 B )

私としては、家庭裁判所委員会は、そもそも家庭裁判所内部に設置された委員

会であると認識しており，責任者である所長が統括して運営していくのが相当であると考えます。

一般の委員は，委員として意見を述べる機会が十分に保障されており，それで十分であると思う。家庭裁判所委員会が，広く国民から裁判所の運営について意見を聞くという性質のものであるなら，委員長としてではなく，むしろ一委員としての立場の方が自由に意見を述べることができるのではないかと思う。

(学識経験者委員 C)

A 委員が述べられる理念はよく分かるが，B 委員の御意見にあったように，当委員会は正に家庭裁判所が自ら運営改善していくために家庭裁判所内に設置した委員会であり，委員会開催に当たっては相当の準備をする必要もあり，仮に外部の者が委員長を務めるとなると，事務が加重になり責任が重くなりすぎるのではないかと懸念される。所長が委員長を務めても透明性や公平性は十分に担保できるのであり，所長をもって委員長とすることでよいと考える。

むしろ大事なことは，自由な意見が言えるように会が運営されることであり，そしてこの委員会では，委員が自由に意見を言えるようになっているので，仮に委員長として選任された所長に何かまずいところがあれば，この自由に意見が言える委員会において批判をしていけば足りることである。

(学識経験者委員 D)

家庭裁判所内に設置された委員会ということを考えると，所長が委員長を務めるのがよいと思う。実際問題，仮に自分が委員長になることを考えると，かなり大変だと思う。

(法曹委員 A)

私は，決して田中所長個人が不適任だと申し上げているわけではない。ただ，所長が委員長を務めるべきという議論については，通常の行政の委員会などでは，第三者の方が委員長を務めるというのが一般的である。委員会が裁判所内部に設置して意見を聴くということであれば，これまでの旧委員会と基本的に変わらな

いわけであり、国民の司法参加という観点からは、やはり一般の委員の方が委員長を務めるべきであると思う。

しかも、家庭裁判所委員会は、行政の委員会のように、特定の課題について継続的に検討し、答申を出さなければならないというような性質の委員会でもなく、委員長においてそれほど加重的な負担を強いられることになるとも思えない。

建前として委員長は所長がやるべきだということは、この委員会の制度を作るとき全く議論されていないわけで、所長がなるべきだという前提で話を進めることは、本委員会の性格からして少し問題があるのではないかと思う。

(学識経験者委員 E)

私も A 委員の意見に賛成である。委員会において、その所属の人を選ぶということになると、その委員会が形式的になるのではないかと思う。

(法曹委員 A)

規則上は、「互選」となっているので、特定の人になるということを決めるのは問題だと思う。どなたか立候補する方がいればいいが、いなければ、そのときは全体の意向ということで決めていけばよい問題であると思う。

(学識経験者委員 E)

一部の委員を除き大方の委員が 12 月末で任期満了となるので、来年度の新規委員がどういう立場の人から選任されることになるのか、その枠はどうなるのか、その点を踏まえた上で議論すべきであると思う。

(事務局長)

次期委員についても、農漁業、商工業等様々な分野から委員を選任することになると思われるところ、現段階ではまだ具体的には決まっていけないわけではあるが、今後のことも考えて、現在の委員によって委員長を選任する必要がある。

(学識経験者委員 F)

理念的には、委員会が主体的に動いていくために外部委員を委員長に選出するという A 委員の意見も分からないではないが、委員の意見を裁判所の運営に積極

的に採り入れていくべき責任を負っている所長が委員長を務めるということではないか。何もここで裁決を採るといふようなことまでする必要はなく、実際問題例えば私に委員長をやれと言われても、委員会を運営していくためにはいろいろな準備が必要であり、多忙の中なかなかできるものではない。また、司法関係者以外の人になるべきという御意見のようであるが、そうなると、一般の委員は裁判所の運営についての知識もほとんどないわけであり、かなりの負荷がかかると思う。所長を委員長とすることで私は異議がない。

(学識経験者委員 G)

異議なし

(その他の多くの委員)

異議なし

(事務局長)

所長をもって委員長とすることで大方の委員の了承が得られた。それでは、所長には、委員長席に移動していただいた上、爾後の委員会の進行を行っていただくこととする。

( 別紙第 5 )

報道機関に対する議事の公開について

( 委員長 )

家庭裁判所委員会規則第 9 条によると、委員会の議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとされているので、過日、委員会庶務の事務局から提示された運営細則のたたき台である運営細則案について、事前に委員各位から御指摘いただいた部分を中心に、さらに委員各位の御意見を伺いながら、運営細則案を定めることとしたい。

まず、はじめに、報道機関に対する議事の公開については、委員会庶務である事務局から修正案が提示されているので、この点についてまず事務局から趣旨説明をしてもらうこととする。

( 事務局長 )

報道機関に対する議事の公開については、積極的に賛成する御意見のほか消極の御意見も見られたので、委員会において協議していただきたい。ただ、大方の委員から提出された御意見を踏まえると、原則公開を維持した上で、報道機関からの取材申入れがあったときに、委員長が委員会に諮り、公開するか非公開とするかを決することが相当ではないかと考え、修正案を準備させていただいた。

( 学識経験者委員 H )

修正案のとおりでよいと思う。ただ、この委員会の性格から、非公開にしなければならない場合というのはほとんどないのではないかなと思う。

( 法曹委員 A )

基本的には修正案のとおりでよいと考える。家庭裁判所のこと外からよく分かるようにするという意味で、報道公開を積極的に位置づけていく意味は大きいと思う。そして、内容的に秘密にするという事項はそう考えられないが、仮にそういうものが例外的にあるとすれば、その場合は、委員長判断で非公開にするということによいと思う。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それでは、全員の了承が得られたので、報道機関に対する議事の公開については修正案のとおりとさせていただく。なお、報道機関による議事前の頭撮りについては今後は原則認める取扱いとしたいが、いかがか。

(全委員)

異議なし

(別紙第6)

### 一般傍聴について

(委員長)

次に一般傍聴についてであるが、同じく事務局から修正案が提示されているので、この点について事務局からまず説明をしたい。

(事務局長)

運営細則案5条2項の原案は、旧家庭裁判所委員会規則下における旧新潟家庭裁判所委員会規程第9条と同文であった。しかし、原案では、「相当と認める者」の判断が曖昧ではないかとの御意見もあったので、修正案を用意した。

新しい家庭裁判所委員会では、家庭裁判所からの諮問事項に限らず、委員の方々から提起された事項についても、率直かつ実質的な意見交換を行うことが何よりも重要であると考えている。そして、率直かつ実質的で自由な意見交換を行うためには、傍聴希望がある場合に、これを無条件に認めるのではなく、委員長が委員会に諮った上で傍聴を認めるかどうかを判断するという運用が相当ではないかと考えた。これによって、委員会を構成する委員が自律的かつ柔軟に会議の環境を設定することが可能になると考えられるからであり、このような考え方から修正案を用意した。

(学識経験者委員C)

前提問題として確認しておきたいが、一般傍聴の可否を検討するということは、裁判所として、家庭裁判所委員会の日程等をあらかじめホームページ等により公開するということが。

(事務局長)

報道機関には事前にお知らせしているが、一般向けに事前の広報はこれまで行っておらず、今後も、事前に傍聴を募るような広報をすることまでは考えていない。

(法曹委員I)



傍聴希望があった際，当該委員会でその可否を検討するという事になれば，会議の冒頭でこれを認めるかどうかについて議論になり，本来の目的である中身の議論ができなくなる恐れがあると思う。

(法曹委員 A)

I 委員の言うとおり，会議の冒頭で傍聴を認めるかどうか議論しても仕方ないので，事前の委員長判断ということでよいのではないかと。

(法曹委員 I)

私も事前の委員長判断ということでよいのではないかと考える。

(学識経験者委員 J)

私も A 委員，I 委員の御意見に賛成である。修正案の「委員会に諮り」という文言を削除すればよいのではないかと。

(その他の多くの委員)

異議なし

(学識経験者委員 C)

私もそれでよいと思うが，ただ，やはり，広く国民の意見を聞くという委員会の趣旨からは，事前に委員会の日程等を公開するような運用をしていただきたい。

(委員長)

それでは，一般傍聴については，修正案中，「委員会に諮り」という文言を削除することにさせていただきたいがよろしいか。

(全委員)

異議なし

(別紙第7)

## 議事概要について

(委員長)

議事概要についても、事務局から修正案が提示されているので、まず、事務局からその説明をさせたい。

(事務局長)

運営細則案6条1項によると、議事概要は委員会が作るようになっており、同じく6条3項では、委員会庶務が作るようになっており、文言の形式上の矛盾があったので修正案を提示した。

当然、議事概要は委員会名義で作成することにはなるが、議事概要作成のために委員会を開催するというのも実際的ではないので、まず、委員会庶務においてその原案を作成するということを明確にしたものである。

実際の流れとしては、委員会庶務が作成した原案について、会務を総理する委員長が発言者の発言趣旨などに間違いがないかどうかを確認した上、確定させるということになるものと思われる。

(学識経験者委員K)

公開の方法はどのようになるのか。

(事務局長)

公開の方法としては、議事概要を報道機関に交付したり、裁判所のホームページに掲載したり、裁判所の広報誌に掲載したりすることが考えられると思うし、そのほか、本日も欠席の委員が何名かおられるが、欠席委員に郵送するという事も考えられるのではないかと思う。

(学識経験者委員K)

そうすると、議事を非公開とした場合に、その議事概要を公開することとすれば、統一性がとれないのではないか。

(事務局長)

議事概要はあくまでも公開することを念頭に置いた外向け用に作るものであり、仮に非公開の部分があれば、当然その部分は公開の対象とせず、非公開の部分も含めた議事概要は別途作成して残すことになるのではないかと考えている。

(法曹委員 I)

そうすると、議事概要は、各委員が自由に発言できるよう、所属団体名や発言者名を特定しないで掲載するということでよろしいか。

(事務局長)

その点は、委員会で討議していただくことであるが、事務局としては、冒頭に出席者名を載せることはあっても、具体的な発言については、発言者名や所属団体名等を特定した逐語的な議事録ということではなく、発言者部分に仮名処理を施した上、発言の要旨を掲載することになるのではないかと考えている。

(委員長)

他の各種委員会の議事録でもそうであるが、具体的発言については発言者名を載せないのが一般である。ただ、全く何も記さないと、どういう立場の方の御意見か分からないので、例えば、「法曹委員 A」「学識経験者委員 B」という程度には記すことになるのではないかと考える。もっとも、冒頭部分には、出席者として氏名を公表する形にしたい。

(学識経験者委員 D)

私たちは、所属団体の代表というより個人として当委員会でいろいろな意見を述べているので、所属団体名が公表されると、かえって率直な意見を言いづらいという面がある。

それから、議事概要の公開方法としては、インターネットパソコンを持っていない人もいるので、例えば裁判所の窓口等に備え置くということも考えてよいのではないか。

(委員長)

「法曹委員 A」とか「学識経験者委員 B」というふうに仮名処理するものであ

り、発言部分に所属団体名を明記するものではない。

それでは、6条の修正案のとおり修正することによろしいか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それでは、6条については、修正案のとおりとさせていただきます。

( 別紙第 8 )

### 開催回数及び部会設置

( 委員長 )

委員会の開催回数については、年 2 回程度を考えているが、年間 3 回以上開催すべきとの御意見もあったので、この点について御意見をお伺いしたい。

( 法曹委員 A )

これまでの委員会は、どちらかというと、庁舎見学、調停委員の体験談、裁判所側からの説明といった点が中心となり、また次の委員会で同じことを繰り返すということが行われ、裁判所の運営に関する実質的な議論にまであまり踏み込めなかった感が否めない。もちろんこうした反省は、委員自身の意識の問題に依拠することが大きいと思うが、新しい委員会が今後どのように役割を果たしていくか、今正に重要な局面を迎えていると思っている。したがって、今後、より実質的な議論を深めていくためにも、複数回開催していくことが望ましい。

また、同様の趣旨から、部会も設置して充実した議論を行い、委員会活動を活発化すべきであると考えます。

( 学識経験者委員 B )

部会を設置して、細かいことはそこで議論することとし、委員会自体は年 2 回程度でよいのではないかと考える。

( 法曹委員 I )

新潟家庭裁判所における家庭裁判所委員会は、従前、年 1 回開催し、任期も 1 年しかなかったところ、今後は任期も 2 年となつて、年 2 回開催するとなれば、任期中に合計で 4 回の開催があり、それで十分に継続的な御意見をいただくことは可能である。

また、委員会開催に当たっては、それなりの準備が必要であり、あまり回数を増やすとかえって義務的な開催にもなりかねない。そして、いただいた御意見については、裁判所内部で相応の時間をかけて検討し、その結果改善したのであれ

ば、その検討結果を次の委員会で報告することなども必要になってくる。したがって、当面は、原則年2回開催ということで実質的な議論ができればと思っている。そして、必要があれば、その必要性が生じたときに、臨時的に開催する運用でよいのではないかと考える。

さらに、部会については、委員会が2回開催されるとすると、そのうち1回は家事を中心に、もう1回は少年を中心というような運用が考えられるので、部会の設置は不要であると考ええる。なお、家庭裁判所の家事事件と少年事件は手続としては別であるが、家庭の歪み、社会の歪みなどが少年事件となって表れてくるという面もあるので、家事部会、少年部会と分けてしまうのもいいかがかなと思う。

(学識経験者委員G)

本委員会は、裁判所が、国民から、運営一般について意見を聞くというものであるから、開催回数を考えるに当たっても、意見を聞きたい裁判所が、年何回くらい開催したいと考えているのか、これによって決めればよいことだと思う。

(法曹委員I)

さきほど私が述べた「年2回で実質的な議論をしたい。」というのが、裁判所の考えである。

(委員長)

家庭裁判所においては、関係機関との協議会や研修など、各種の行事が数多く行われており、特に秋などは、毎週のように開催されている現状にある。

裁判所としては、当面、原則として年2回開催することとし、必要があれば、これに応じて臨時的に適宜開催するという事で考えていきたい。

部会についても、当面は、委員会の中で家事、少年それぞれに重きを置いて交互に開催していく等の工夫をすることとし、また必要性が出てきたときに検討することとしたいがいかがか。

(全委員)

異議なし

( 別紙第 9 )

議長及び副委員長の定めについて

( 委員長 )

議長に関する規定を設けてはどうかとの御意見があったが、家庭裁判所委員会規則第 6 条 2 項によると、委員長が「会務を総理し」と定められているので、会務を総理することの一つとして、委員長が議長を務めることになると考えている。したがって、運営細則には、議長に関する定めは必要ないと思われる。

また、副委員長を設けてはどうかという御意見もあったが、これについては委員長代理を定めたので特に必要がないと思われる。

以上のとおり考えるが、A 委員は、副委員長について何か御意見があるか。

( 法曹委員 A )

副委員長については、委員長代理を定められたようなので、それでよろしいかと思う。

( 全委員 )

異議なし



(別紙第10)

### 当事者の呼び方の改善要望について

(家事首席書記官)

前回、C委員から当事者のプライバシーに配慮した出頭当事者の呼び方についての改善要望があり、これを受けて裁判所内部で検討し、一定の改善策を講じることにしたので報告する。

家事事件では、待合室において当事者を呼ぶ場合に、これまで氏名を呼んで調停室に案内する取扱いをしていたが、当事者の名前を呼ぶのではなくて、調停室の番号で呼ぶという形にした。具体的には、調停のために書記官室に出頭した当事者の方に、調停を行う部屋の番号を記載した番号札を渡し、調停の時間になったら名前ではなく番号札の番号を呼ぶ旨説明をして、待合室へ案内することにした。また、番号札は色分けし、ピンク色の番号札を申立人に、ブルー色の番号札を相手方に渡すことにした。待合室は、申立人と相手方とで別々になっているので、混同する危険性はない。調停の時刻がきて、調停委員が当事者を呼ぶときには、番号札の番号を呼び、調停室に入室した後氏名等を聞いて本人であることを確認し、当日の調停期日終了の時点で番号札を調停委員に返していただくことになる。

この改善措置は、本庁では12月1日から実施し、その運用状況を見て、改善すべき点があれば見直した上で、できれば本庁のみならず支部においても、この措置を実施していきたいと考えている。

(少年首席書記官)

少年事件の関係では、審判期日に呼出しを受けた少年や保護者が待合室で審判を待っている場合と裁判所で交通講習を受けてもらうために交通講習室に少年、保護者が集まっている場合とがある。まず、審判期日については、呼出しを受けた少年は、必ず書記官室に来ることになっているので、書記官室に来た時に「時間まで待合室でお待ちください。」と告知しているが、その際に少年等の顔を覚

えておき，書記官が待合室へ出向き，「これから始まりますのでおいでください。」  
というような呼出し方をすることとし，名前で呼ぶ取扱いはしていない。交通講習の場合には，あらかじめ送付した呼出書面の右上に講習番号を付してあるので，講習を受けに来た人を呼ぶときには，「講習番号 番の方」と言っており，名前は呼ばないようにしている。

（首席家庭裁判所調査官）

調査官室でも，家事事件及び少年事件の調査の呼出しをしているが，少年，その保護者及び家事事件の当事者の方々には，調査期日通知書を持って調査官室にお出でいただくようにしている。お出でいただいた時に，直ちに調査室に案内しているので，基本的に他の当事者の方とか少年，保護者の前で名前を呼ぶ必要はない。面接室が空いていない事情等によって直ちに面接室に案内できない場合は，待合室に案内して待ってもらうことになるが，その場合は，担当調査官が待合室に出向き，「調査官から呼ばれた方」という形で案内している。したがって，調査官室では，名前で呼ぶことはない。

（学識経験者委員C）

裁判所でも早速意見を取りあげて改善されたことに感謝する。

( 別紙第 1 1 )

新人事訴訟法施行に伴う家庭裁判所の態勢について

( 法曹委員 A )

来年 4 月 1 日から人事訴訟が地方裁判所から家庭裁判所に移管することになったが、人事訴訟法がどのように改正され、それに対して家庭裁判所がどのような態勢で臨むかについて説明していただきたい。

( 家事首席書記官 )

新人事訴訟の内容については、前回の家裁委員会において説明したとおりである。新人事訴訟法を家庭裁判所が適正・迅速に処理するためには、人的、物的態勢の整備が必要であることは言うまでもない。

人的整備の関係については、訴訟事件が地方裁判所から家庭裁判所に移るのであるから、それに見合うような人が移ってくると一般的には考えられ、裁判官、書記官については検討がなされているが、現実的には、業務量などを分析した上で決めることになるから、現時点では確定していない。新人事訴訟手続において、新たに関与することが予定されている家裁調査官については、その関与の範囲、程度等について検討が進められている。参与員も人事訴訟事件に関与することになったので、平成 16 年 1 月 1 日付けで任命するに当たって、4 月からの人事訴訟事件に関与させるべく、これに足りる人数確保のめどがついた。また、参与員に対しては、新しい制度の趣旨を活かすためにも、来年早々には、新しい人事訴訟法についての研修を実施する予定である。

物的態勢については、家庭裁判所では、訴訟事件はほとんど扱っていなかったことから、訴訟事件用の事件関係室の確保が必要である。法廷については、本庁では、成人刑事事件用の法廷があるので、これを人事訴訟用の法廷としても使用することを予定をし、合議事件、参与員の関与にも対応できるように法壇等の改修を予定している。ラウンドテーブル法廷については、新たに作る余裕がないので、審判廷をラウンドテーブル法廷に兼用するものとして支障のないようにして

いきたいと考えている。また，訴訟事件では，弁論準備室（訴訟を進行させる上での口頭弁論の準備手続をする部屋）が必要なので，4階家事書記官室に隣接した形で弁論準備室を1室作る予定をしている。各支部では，地家裁合同庁舎であり，法廷，ラウンドテーブル法廷，弁論準備室などは，地裁支部又は簡裁の施設として既に整備されているので，これらを使用することで対処できると考えている。

（委員長）

人事関係等については，ぎりぎりまで確定しないと思われるので御理解いただきたい。来年の4月以降であれば，人的，物的態勢も確定するので，次回の委員会では，御説明できるのではないかと考えている。

(別紙第12)

観護措置がとられた場合の児童の保護者、学校との連携の在り方について

(法曹委員A)

最近では、義務教育の児童を含めて身柄が拘束される少年事件が多くなってきたので、従来の対応だけでは問題があるのではないかと考えている。第1に、非行の低年齢化に伴い、義務教育児童を含む身柄拘束中の少年に対する教育の保障にどのように対処すべきかという観点、第2に、本人の立ち直りに対してどのような影響を与えられるかという観点から、家庭裁判所と教育関係者との間でどのような関係が考えられるか、以上の2点について伺いたい。

(首席家庭裁判所調査官)

身柄事件については、少年に対する学習権の保障及び鑑別所での心身鑑別期間中の学校との関係をどのように構築していくかは、少年保護手続において重要なことだと考えている。

観護措置の期間については、法令上8週間までは可能となっているが、これは、重大事件で事実を否認しているようなケースに限られ、普通は、調査、審判の準備等を行い3週間程度をめどに審判を開き、最終結論を出す運用がされている。そうすると、3週間程度の間学習権の保障ということになるが、その際に少年がどのような形で生活しているかという点、家裁調査官による何回かの面接調査、鑑別所の職員による心理テスト及び行動観察を受けている外、体育をしたり、自由時間には読書とか作文の課題に取り組んだりしている。鑑別所でも、できるだけこの機会を利用して過去の非行を反省させるとともに今まで学習になじめなかった少年に対し、読書に親しませたり、漢字の学習や簡単なドリルをやらせるなどしているのが実情である。保護者の方も気にしているので、参考書を差し入れて、少年に学習を促していることもあるし、同じように問題集を差し入れたたりして、学校に戻ってきたときの動機付けを行っている学校もある。

家庭裁判所においても、学校との連絡協議会を年1回開催しているのです、その

際に、「少年は、普通は先生の面会を心待ちにしているから、是非、暇を見つけて少年に面会しに行ってもらいたい。」とか、今後の受入れについても、「安心して戻れるように励ましの言葉をかけてやってほしい。」というお願いをしている。

在學生の場合、学校では勉強をなまけていても、鑑別所入所中は学習に熱心に取り組むことが多いという印象を受けている。

(少年係裁判官)

身柄事件については、一般に当初の期間である2週間では鑑別が難しいので、1回更新して4週間以内に審判期日を入れる運用を心掛けており、25日目とか26日目に審判期日を入れることが多い。中学生の場合には、学校の問題とか本人への影響もあるので、さらに早めに審判期日を入れるようにしている。付添人がつく場合には、付添人との日程の調整もあるので、4週間ぎりぎりになることもある。3週間以内に審判期日を入れるケースは、全体の4分の1から5分の1程度あり、場合によっては観護措置そのものを取り消すこともある。

なお、中学生の場合は、鑑別所にいる期間は、出席と扱われているそうなので、出席日数が足りなくなるという心配はない。

(首席家庭裁判所調査官)

学校との連絡協議会は、中学校、中学校、高等学校の順番で毎年実施している。今年は、高等学校を対象に実施した。中学校について言うと、連絡協議会の対象とする中学校は、非行事件の多寡で決めているわけではなく、管轄内の中学校を地域により二つのグループに分けて、その中から参加対象校を選定している。

(学識経験者委員G)

家庭裁判所は少年を更生させるという大きな役割を持っていることから、事件が発生してから対応するのではなく、将来事件が起きないようにするために学校側と連携を密にしていきたい。

(首席家庭裁判所調査官)

学校との連絡協議会については、家庭裁判所が主催庁となり学校の先生方にお

集まりいただいているが、その外に関係機関として、保護観察所、鑑別所、県警本部等の職員に来ていただき、家庭裁判所でまかなえない問題については、関係機関の方に発言していただいている。

(別紙第13)

### ドメスティックバイオレンスに対する取組について

(家事首席書記官)

最近の調停事件では、暴力の危険性があるということが申立書に記載されたり、電話で書記官に連絡してくるなどといったケースが増えている。家庭裁判所でもいろいろな手立てや工夫を講じて事故のないよう対応に当たっているところである。幸いにして、これまで庁舎内では事故が発生したことはないが、今後この種の事件は、増加していくのではないかと懸念される。

そこで、家庭裁判所では、事故を防止するため、暴力の危険性が危惧される事件については、原則として、調停の席上や廊下で申立人と相手方が顔を合わせる事のないように配慮している。また、場合によっては、申立人用と相手方用に調停室を分けて、調停委員が両室の間を移動する運用をしている。

(学識経験者委員K)

DV女性相談カードの配布については、男性の目に触れない形で職場の女性用トイレ等に備え置いて入手できるようにしている。

(首席家庭裁判所調査官)

調査官が暴力傾向にある方の調査を担当することもあり、事前に実情を聞いた後、調査官が実際に調停の場に参加して、調停が円滑に進むようなお手伝いをすることもある。また、被害を受けている方は一般的には恐怖感が募って系統立てて話せない場合もあるので、そういう場合には、裁判官の命を受けて、調停と調停の間に調査官が面接して話を聞く機会を設けることもある。

DV防止法が施行されてからは特に、裁判所側としても被害者の苦しみを十分受け止めた上で調停を進めるようにしている。

なお、家庭裁判所でもDV女性相談カードを訟廷事務室に備え置いている。

(学識経験者委員L)

DV女性相談カードは、地区教育センター、公民館等に置いてある。カードの



置き場所については、他の女性の目を意識するところもあることから工夫していきたいと考えている。